

京都市市営住宅条例の一部を改正する条例（平成27年11月11日京都市条例第20号）（都市計画局住宅室住宅管理課）

福島復興再生特別措置法の一部改正に伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市市営住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年11月11日

京都市長 門川大作

京都市条例第20号

京都市市営住宅条例の一部を改正する条例

京都市市営住宅条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号中「第30条」を「第40条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(都市計画局住宅室住宅管理課)